

第12期第6回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成27年6月18日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子委員
石坂裕毅委員
岡本博志会長
小林登委員
櫻井幸一委員
竹田トシ子委員
原田憲正委員
溝田明美委員
森咲子委員

4 審査事項

- (1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）
- (3) 平成26年度における個人情報の流出事案について（報告）
- (4) その他

5 会議の内容

【岡本会長】

ただいまから第12期第6回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。
議事に入る前に、事務局から報告がありますので、これについてお願いいたします。

【事務局】

本日は、委員9人全員に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。
また、会議は全て公開となっておりますが、傍聴者はいません。
以上で事務局からの報告を終わります。

○ 福岡県個人情報保護条例の一部改正について

【岡本会長】

では、次第に従って議事を進めてまいります。
まず、議題1「福岡県個人情報保護条例の一部改正について」です。これは前回の審議会でも審議した案件でございますが、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

事務局の野田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しております資料1を御覧ください。

前回、5月の審議会において、福岡県個人情報保護条例の一部改正について改正の理由と具体的な改正の内容の説明をいたしました。それを受けて御審議いただきまして、開示請求における代理人の範囲やオンライン結合に係る審議会での審議等について、御意見、御質問をいただいたところです。それらを踏まえまして、答申案としてまとめております。

それでは読み上げさせていただきます。

福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申）（案）

平成27年5月1日27広第17号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴う改正について

同法の趣旨を踏まえ、福岡県個人情報保護条例においても、特定個人情報の適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置が講じられることから、適当なものと認めます。

なお、万が一、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等が発生した場合、県民の権利利益に重大な影響を及ぼすことから、実施機関に対しては、特定個人情報の適正な取扱いに万全を期すよう要望します。

2 個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた改正について

高度情報通信社会の進展に伴う電子計算機等の急速な普及や利用率の向上、情報セキュリティ機能の強化等及び現行条例の運用状況を踏まえ、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合」には福岡県個人情報保護審議会の意見聴取を不要とする改正について、適当なものと認めます。

資料を1枚めくっていただいて、2枚目以降に現行条例と改正案を対比させた新旧対照表を添付しております。

この改正案につきましては、より適切な文言に変える必要がないかとか、あるいは、より分かりやすくするために、文言を追加する必要がないかなどといった法制事務の技術的な協議を、現在法制担当と進めているところでございます。こちらに示している改正案と多少表現が変わる可能性はありますけれども、趣旨が変わるものではないということをご補足させていただきます。

説明は以上です。

【岡本会長】

今御説明がありましたように、前回、改正案を示されて、一通り審議したところです。

番号利用法は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、それから「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の特例を定めているということで、要するに個人番号が付いた個人情報については、当然使うつもりですから、いろいろ例外規定があつて、さらに管理等を厳しくしなければならぬという考えがあつて、条例としてもこれに対応しなければならぬという事情がございますので、必要な箇所に規定を加えるということで、提案されたものでございます。

それからもう1点は、2の方です。要するに「オンライン結合はするな。」と言っているけれども、番号利用法上の、オンラインによる運営のように、実際にはそういう状況の変化もあつて、条例では従来一律に禁止した上で、個別に審議会の意見を聴くということになっておったのですけれども、大丈夫そうだという場合には、もういちいち意見を聴かなくてもいいことにしましょうという内容でございます。

その他文言で訂正が必要な箇所等もあつて、そういうのを全部併せてこういう改正でよろしいかという提案がなされて、審議をしたということで、2枚目以降に新旧対照表が添付されています。

要するにこれでよろしいという趣旨の答申で、2点ですね。上の方が、改正の本体、これは法律に合わせたもの。2は、環境変化に合わせて手直しをするものということで、いずれも適当であると答申をいたしますということです。

ただ、上の方では、「なお」以下が付いておりまして、特定個人情報が漏れると大変だ。つい最近も年金機構の件があつて、話を聞いていたら、システムが甘過ぎるのではないかと思いましたが。そういうこともありますので、県としてはしっかりしてくださいねということをお言ひいたしまして、この答申をするという案でございます。

これについて皆さん方、何か御意見等はございませんか。

【溝田委員】

2で、意見聴取不要というのはいいと思うのですけれども、こんな形になりましたという報告はいただけたらと思うのですが。

【岡本会長】

こういうオンライン利用の状況について、個別事案でトラブルがあれば報告はあるのですけれども、いちいち意見は聴きません。新たにこういうことをやっていますという報告を、この審議会でするというのはいいのではないかという御提案ですけれども、いかがでしょうか。事務局の方は何かお考えはありませんか。

【事務局】

それにつきましては、現在も条例には明記はしておりませんが、個人情報保護事務の手引の19ページ、個人情報保護条例第6条の電子計算組織の結合のページを御覧ください。

例えば、電子計算結合によって提供が可能だという例外規定である「法令に定めのあるとき。」とあつても、解説の3にあるとおり、「法令の定めにより提供する場合であ

っても、結合前又は結合後速やかに当該取扱事務の内容について、審議会に報告すること。」という運用をさせていただいておりますので、これにのっとって今後も報告をさせていただくようにしたいと思います。

【岡本会長】

要するに報告が行われているのが現状ですという話ですけれども、その根拠規定はないのですか。

【事務局】

報告の規定として明記はしていません。

【櫻井委員】

今はどういう状況で、何が変わるのか、よく分からなかった。今は報告が行われて、意見聴取は行われていないという状況ですか。

【岡本会長】

「新たに例外的な措置をしたいけれども、構いませんか。」ということです。つい最近でいうと福岡県立大学で学生向けの成績情報の提供などをするという事、これはそもそも実施機関以外への提供に当たるのかという話だったけれども、従来はやってよろしいかということ審議会に聴いて、認められたからやりますというやり方だけれども、現状からすると、もう大丈夫そうなのはいちいち審議会に意見を聴かなくてもいいのではなかろうかという程度の話です。

だから、今の説明だと、法令でやっている場合は例外ですということだけれども、つまりここに意見は聴かなくていいのだけれども、それでも報告はしていますと言うのだから、それ以外のことについても、その運用に従えば報告はされるはずですよというお答えです。

ただ、法令に定めがあるので意見を聴くまでもない、しかし報告はすると。その報告をしているという実情は、運用上だけれども、何か根拠があってやっているのかというのと、報告した方がいいよねという実務のやり方でやっておりますというだけで、報告しなければならぬという根拠規定はない。けれども、実際は報告をやっているのだから、それと同じようにやるはずですよというお答えです。

だから、そういう意味では、このところを外すのだけれども、反面でと言ったら変だけれども、報告だけはきちっとするというシステムを考えなくていいのか。実際、現実には報告されているけれども、もうちょっと確実にするために、場合によっては法的根拠があった方が、報告しなければならぬという規定を入れるところまでやるかどうかという話ですね。

いずれにせよ、実態としてそういう形でやったということが分からなければ、審議会としても意見の言いようがないので、報告はされるものと期待していますけれども、何か報告を義務付けるような規定をどこかに付けるものでしょうかという話です。

【櫻井委員】

2の文章、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合」の「認める」の主語はどここの機関ですか。

【岡本会長】

認めるのは実施機関ですね、審議会ではなくて。審議会に意見を聴いても、審議会は

こうおっしゃいましたということを前提に、オーケーだと最終的に判断するのは、従来でも実施機関です。

【櫻井委員】

つまり、先ほどのケースでは福岡県立大学という。

【岡本会長】

はい、そうです。

【櫻井委員】

分かりました。

【岡本会長】

従来でいえば、ここで大丈夫ですねと審議会が認めたから安心してできるという意味合いはありますけれども。逆にそんなことまでいちいち審議会に意見を聴かなくてもいいじゃないかというようなものもあって、その辺の意味合いがどうかという話です。

ただ、それはそれとして、報告を義務付けるような規定をどこかに加えておくべきかどうかということです。

【事務局】

先程説明しました報告の根拠について、今見ていただいている個人情報保護事務の手引の26ページを御覧いただきたいのですが、こちらに個人情報取扱事務登録簿の規定がございます。

第10条第2項第6号ただし書口に定める「個人情報の処理形態及び第6条の提供の有無」、第6条というのはオンライン結合による個人情報の提供ですけれども、登録簿の項目でオンライン結合を行っているかどうかの報告が出て来ますので、新たにオンライン結合するようになれば、ここで報告されます。随時登録簿の確認は行いますので、それを今後も、個人情報保護条例の運用状況の報告と併せて新たにオンライン結合するようになった事務については、報告させていただきたいと考えております。

【岡本会長】

ということで、現状でも登録簿があって、そこで見ることができるのだけれども、年次報告をするというのが条例のシステムなので、その際に提供の有無については、現状でいうと、個人情報保護条例第6条だけではなくて、ほかのものも入っていることなので、同じように年次報告では出てくるでしょうという説明でございます。

【小林委員】

ただ、個人情報保護条例第6条を削除するのですよね。するとどういうことになるのですか。

【事務局】

個人情報保護条例第6条を削除して、根拠条文を、新旧対照表でいいますと、2ページの上の方ですけれども、ここに第5条第4項を付け加えます。この規定を本条に、この個人情報保護条例第6条を第5条第4項に改正するよういたします。

オンライン結合の提供の制限自体を独立して個人情報保護条例第6条として分けていましたけれども、同条を削除し、提供の制限として個人情報保護条例第5条に入れ込もうとしているので、個人情報保護条例第10条第2項第6号ただし書口の「第6条」を第5条第4項に改正します。

【小林委員】

そこに合わせるということですね。分かりました。

【岡本会長】

提供の制限は、一般的にはもう既にあるわけですよ。オンライン結合だけ別にしてあった。特にここは厳しくしてあったということ。

【櫻井委員】

2の背景がよく分からないのですけれども、結局この審議会の負担を減らすためではない、どういう背景でこれが……。

【事務局】

前回の資料は、お手元に配付していますもう1冊の黄色い紙ファイルの中に綴じております。

【櫻井委員】

端的にこれの背景は、この審議会の負担を減らすということではないのですよね。

【事務局】

この条例を制定した当初は、インターネットでの個人情報の閲覧や、システムで個人情報をやり取りするということは危険を伴うということで、審議会に諮る、意見聴取させていただくということが必要だということでスタートしたのですけれども、その後のインターネットの普及ですとか、個人情報のやり取りがオンライン上で日常的に行われるようになったという背景や、セキュリティの対策も一般的に行うようになったという技術的な進展を踏まえて、ここは現状に合わせて、実施機関の判断で、きちんと保護措置が講じられていると判断する場合には審議会に諮らずに提供できるようにするということです。

【岡本会長】

前回の資料が、このタイトルの付いていない、委員の名前だけ書いてあるものが資料4というところに入っております。

要するに、オンライン結合が特に危険だというのが条例を作ったときの認識だったので、これは原則禁止にしていたのだけれども、社会の実態がもうオンライン結合はあり得るということになってきたので、オンライン結合を原則禁止するということは、実態に合わないということで、縛りをかけて、個人情報保護条例第5条の提供制限のところに取り込んで、独立したオンライン結合禁止規定はもうなしにしましょうという話です。

現状と課題というのが、資料4のところにありますので、改めて目を通していただきたいのですが、2ページ目に、「見直しの必要性」が記載されておりまして、備考というのがあります。国は、特にこういうシステムを使ってというのをやっているから、当初からそういう「オンライン結合禁止はよしてくれ。」と言っていて、法律の中にはオンライン結合だけ取り出して特に禁止するということはないのですよね。そういうことで、レベルを合わせましたということです。

資料4の3ページ目を見ていただきますと、全国の状況としても、条件付きでオンライン結合による個人情報の提供を認容しているという、そういう意味で、審議会の承認不要というのも既に13あるということで、福岡県も14番目になるかどうか知りませんが、そこに加わるという話です。

要するに現状を考えて、オンライン結合禁止だけに取り出して規定する必要性はないのではないか。そこをカットしてしまえば、結果的に実施機関側、あるいは審議会側の作業量は減りますよね。別に作業量を減らすためにやっているということではなくて、結果的にその作業量も減るということです。

【櫻井委員】

了解しました。

【岡本会長】

ということで、従来もそういうことで報告はなされているということなので、報告がされるという状況については変更がないという理解のもとに承認しますということで、その程度でよろしいかとも思うのですが、どうですか。

改めて提供については、年次報告に書き込むところだけ強調するのもどうかとも思いますけれども。

本審議会としては、報告がなければどうなっているのかということで改めて情報提供を求めるということではできるはずですが、そういうことで、報告を受けることについては、おそらく問題なからうと理解しております。そういうことでよろしいですか、その程度で。条文に書き込むかどうかということです。どうでしょうか。

【櫻井委員】

報告というのは、具体的に単にその事実を報告されるぐらいということですか。

【事務局】

そうです。

【櫻井委員】

例えば、福岡県立大学の例でいくと、あれはまだこれから実施するという事だったのですが、実施されたらここに報告が来るということでいいですかね。

【岡本会長】

あれはそもそも条例で想定している提供の概念に入るのかという話だったのだけれども……。

では、そういう御意見をここで改めて検討いたしました。答申案については、ここに提出された案でよろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【岡本会長】

では、資料1の1ページ目のおり答申をするということにいたします。

○ 平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）

【岡本会長】

続きまして、議題2「平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について」の報告があります。事務局の方から報告をお願いいたします。

【事務局】

事務局の案浦と申します。よろしく申し上げます。

平成26年度の個人情報保護条例の運用状況が確定いたしましたので、報告させてい

たきます。

資料2を御覧ください。

まず、自己情報の開示請求の状況です。

「文書による開示請求と決定の状況」に、個人情報の開示請求件数をまとめております。

平成26年度は、個人情報の開示請求が400件ありまして、そのうち却下と取下げが3件ございます。ですので、実際に実施機関が決定を行いましたのは、397件ということになりますが、その決定の内訳は、「表1」や「参考1」を御覧いただいたら分かるのとおり、ほぼ部分開示で占められております。

この400件という平成26年度の開示請求の件数ですけれども、「参考2」を御覧いただいたら分かるのとおり、過去5年で最大の請求件数です。

また、グラフには書いておりませんが、それよりも前の件数と比較しましても、この件数は過去最大でした。

そして、個人情報開示請求の実施機関別の内訳は、2ページに書いておりますとおり、警察本部長が332件になっていまして、ほとんど警察本部長に対する個人情報開示請求だったこととなります。

では、3ページを御覧ください。

「表3」に不開示事由の事由別適用件数をまとめておりますけれども、ほとんど条例第14条第1項第1号、第4号、第6号を不開示事由とした部分開示です。

条例第14条第1項第1号による不開示は2件ございますが、これは存否応答拒否による不開示決定のために適用したのになります。

そして、「表4」にまとめられた主な開示請求の内容は、ほとんどが警察本部長に対する開示請求で、警察が作成した相談カードに記載された自己情報が187件、勤務日誌に記載された自己情報が83件というように請求されております。

次に、4ページを御覧ください。

「口頭による開示請求（簡易開示）」にまとめておりますけれども、平成26年度は10,273件の簡易開示がありました。

簡易開示の対象としては、(5)の6行目から書いておりますとおり、知事部局が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

そして、簡易開示の状況を「表5」にまとめております。

5ページ目、教育委員会が実施している高校入試、「福岡県立高等学校入学者選抜」に対する簡易開示が、10,273件中7,670件ということで、大部分が高校入試に関する簡易開示がなされているという状況です。

次に6ページを御覧ください。

自己情報の訂正請求は、平成26年度に1件ありまして、「表6」に書いてありますとおり、却下を行っております。

次に、7ページを御覧ください。

平成26年度は自己情報の利用停止請求はありませんでした。

続きまして、「不服申立ての状況」ですが、平成26年度は不服申立てが5件あり、

その5件のうち棄却が4件、一部認容が1件となっております。

実際にどのような不服申立てがあつて、どのような決定をしたかというのを、8ページの「表8」にまとめております。

では、次に9ページを御覧ください。

平成26年度に開催された個人情報保護審議会の審議内容を全体会、第一部会、第二部会に分けて、それぞれ9ページの「表9」、10ページの「表10」と「表11」にまとめております。

まず、全体会は9ページの「表9」のとおり、平成26年度は4回実施しております。そのうち、オンライン結合による諮問で3回開催しております。そして、10ページの「表10」が、第一部会の開催状況になっておりまして、全部で9回開催しております。

次に、第二部会の開催状況が「表11」にまとめておりますが、これは全3回開催しております。

なお、平成26年度の個人情報保護審議会、全体会から第一部会、第二部会全てまとめますと、全部で16回開催しておりまして、これも過去最大の開催回数となっております。

そして、最後に、「事業者が取り扱う個人情報の保護」、苦情相談について記載しておりますが、平成26年度は4件の苦情相談がありました。これは全て事業者に対する苦情です。「この事業者の個人情報の取扱いに問題があるのではないか。」ということ、相談されたものが4件です。

以上で平成26年度の個人情報保護条例の運用状況について報告を終わらせていただきます。

【岡本会長】

ということで、個人情報保護条例第68条で、「知事は、毎年1回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。」ことになっていて、この運用状況が公表されるのですが、その前に、本審議会に報告がなされたということです。

後ろの方に、全体会、それから第一部会、第二部会というのがどういふことをしたかという資料が載っております、この辺に皆様方の苦勞の跡が表れているわけでございます。

特に不服申立部会では、全体で5件、情報公開審査会に比べれば少ないのではありませんけれども、運用状況を見ますと、不服申立てに出来ないレベルでいろいろあつて、簡易開示ということで、特に入試と採用試験等で個人情報を開示しているところもあります。

それから、見たところでは、警察に対して自己情報の開示請求をしているのが相当あるというのですけれども、相談カード、業務日誌、物件事故報告書、犯罪事件受理簿という、自分が持っていったのがちゃんとその後対応されたのかということが気になるというのが結構あるようでございます。そういった特徴はここから伺えるところです。

何かこの記載についてお尋ねはございませんか。

【相本委員】

すぐくそもそなんですけれども、先ほど簡易開示は試験がほとんどということでした。個別具体的ではなくてもいいのですが、これはどういうことを開示請求して、どういうことを答えるのが簡易開示なんでしょうか。

【事務局】

簡易開示の内容は、試験に関するものですので、個人の試験の点数や、受験者の順位等が開示されます。

開示の方法としては、いろいろな方法があるのですが、口頭で伝えたりとか、点数や順位をメモに記載して渡すとか、いろいろな方法がとられています。

【岡本会長】

つまり、通常は開示請求書に必要事項を記載して、それを特定のところ、受付部局に持ってこなければいけないのだけれども、これはそういう決まった書式、通常の書式ではなくて、要するにそれぞれの実施機関の窓口に行って、「成績を教えてください。」とかいうことで、「あなたの点数は何点です。」というのだけを教えてくれるという程度の、そういう意味で簡易開示です。

【相本委員】

試験の結果とか、そういうものというのは教えていただけるのですね。

【事務局】

一時期に大量に請求があるので、どういったものを教えるかとかいうのは、実際に実施機関が前もってきちんと定めて、告示等をしていますので、その内容に従って平等に、問合せがあったらすぐ提供する仕組みになっています。

【岡本会長】

大学の入試だと、点数のほかに、場合によっては「答案も見せてくれ。」というがあるので、最近は答案用紙の中に採点者がいろいろ書き込まないような注意事項があります。

あとは、点数だけではなくて、意見書類で「調査書を開示してくれ。」というのもあるのですが、あるいは例えば自由記載欄は当分出さないことにしましょうかというの、北九州市立大学でやっている実態です。点数は出します。

そのほか、ございませんか。

【櫻井委員】

最後の「6 事業者が取り扱う個人情報の保護」で、「苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。」というの、どちらにどう対応されるのか。やっぱり事業者に問い合わせるとか、そういうことをされるのですか。

【岡本会長】

お手元の個人情報保護事務の手引を開けてみてください。個人情報保護条例第47条に「知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理するよう努めなければならない。」ということになっていて、それで個人情報保護条例第48条で「知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して説明又は資料の提出を求めることができる。」とあります。これは罰則がありませんので、無視される可能性もあるのですが。さらに個人情報保護条例第49条までいくと、「知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。」というのがあります。

罰則はないのだけでも、個人情報の不適切な取扱いをしている事業者があるということ、その事業者名を公表するというのが個人情報保護条例第50条にあります。ここまで行ったことはないと思うのですが。これは手続上、意見陳述の相手方に陳述の機会を与えるとともに、審議会に報告をするというか、意見を聴かなければならないというものです。この個人情報保護条例第50条が問題になったことはないのだけでも、苦情を受けて、やり取りをしているという状況は予定されていて、それが4件でしたということでございます。

【森委員】

4件の内容に関して公開はされていないのですか。

【事務局】

4件の内容は今のところ公開はしておりません。

【森委員】

それがほかの会社の参考になったりとかもするかなと思ったのですけれども。

【岡本会長】

要するに、苦情がありましたと個別業者に関してあまり明らかにすると、結局、個人情報保護条例第50条による公表ということになってしまうので、そこまでは直ちにはやらないと。事業者との対応で何とかおさまればというのが第1段階です。

「どこで私の情報をつかんだんですか。」というのがあって、あれこれ案内しているのですが、そういう話ではなかろうかと思うのですけれどもね。

ほかにございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本会長】

では、議題2については了承ということにいたします。

○ 平成26年度における個人情報の流出事案について（報告）

【岡本会長】

議事3「平成26年度における個人情報の流出事案について」です。これについて事務局から報告をお願いします。

【事務局】

平成26年度における個人情報の流出事案について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

「1 県民情報広報課における流出事案について」

これは県民情報広報課で発生しました個人情報の流出事案です。内容は、「(1)概要」に記載しているとおり、県民情報広報課職員が県主催行事の情報を県庁のホームページに掲載する際に、誤って別の文書を添付し、その文書に個人情報が含まれていたものです。

事務の流れを御理解いただきますと原因や経緯が分かりますので、まずホームページに情報を掲載する際の事務の流れを簡単に説明いたします。

まず、専用のホームページ作成システムというのがございます、そこからデータを

登録して、ページを作成します。ページに直接データを入力する部分、例えば行事でいきますと目的や内容、日時、場所といったデータを入力する部分と、スケジュール一覧や施設の見取り図等、併せて添付資料がある場合には、電子化した資料を登録する部分があります。

皆さん、メールを送付される機会があるかと思いますが、メールでいきますと、本文の部分と添付書類の部分というふうに考えていただければいいかと思います。

資料を電子化する方法は幾つかありますけれども、紙文書を機械で読み取る、つまりスキャナーでスキャンする方法が一般的に行われております。その際、多くの所属において、コピーやファックスやスキャナーの機能を併せ持った複合機を使うことが広く行われております。

ホームページシステムの登録作業に話を戻しますが、システムへの必要事項を全て入力し終えましたら、ホームページ掲載を申請します。そうしますと、そのデータが蓄積されまして、承認権限を持ったホームページ担当職員が随時内容を確認して、承認します。そうすると、設定された日時にホームページに掲載されるという仕組みになっております。

資料3の6ページに資料を付けておりますので、御覧いただきたいのですが、今回の流出案件は、3名の職員がこの作業に関わりました。一番上の要因分析という枠囲みの下に、職員A、B、Cと記載しているところがその部分です。

まず、職員Aが、ホームページに掲載するために、個人情報に掲載されていない文書を、複合機でスキャンしました。その際、複合機をリセットボタンで通常モード、つまり通常のコピー機能に戻すことを忘れていました。

その直後に、職員Bが、複合機がスキャナーになっていることに気付かずに、個人情報が掲載されている文書、具体的には公文書開示決定通知書だったのですが、それをコピーしました。誤ってスキャンしたことはすぐに気付きましたが、スキャンされたデータを削除していませんでした。

その原因としましては、黒い吹き出しの中に書いておりますが、スキャンしたデータを利用する際には、内容を確認するだろうという思い込みがあったことが原因でした。

その後、職員Aが、電子データの内容を確認せずに、誤って職員Bがスキャンした文書を添付し、ホームページ掲載を申請しました。

この原因としましては、スキャンされた最新のデータが、自分がスキャンしたものという思い込みがあったということと、個人情報は含まれていない情報という気の緩みから、中身を開くことなく添付してしまったということです。

続いて、職員Cが、ホームページ掲載の申請データが上がっていたために、承認作業を行ったのですが、職員Aが申請したデータについては、本文の確認だけを行いまして、添付された電子データの中身は開かずに、承認ボタンを押したということです。

この原因は、正しいデータが添付されているという思い込みでした。

このように複数のヒューマンエラー、初歩的なミスが重なったということが、今回の原因でした。

それでは、恐れ入りますが、もう一度資料3の1ページにお戻りいただきまして、(2)以下を説明いたします。

発生日時は、昨年6月21日土曜日、掲載開始時間を9時に設定していたために、9時から表示されました。週休日の土曜日だったことから、連絡を受けて削除の作業を行うまで、約2時間半を要しました。したがって、この間、個人情報ホームページで閲覧できる状態に置かれてしまいました。

流出しました個人情報は、公文書開示決定通知書1通の宛先とその内容、つまり請求者の氏名と、その方がどのような請求をしたのかが類推できる情報です。

「(4) 関係者への対応」としまして、開示請求者本人へ電話で説明と謝罪を行いました。また、アクセスログを確認したところ、閲覧者が分からないアクセスが2件ありまして、そのことも御本人に御報告しております。なお、その後流出した情報が発表された等の問題は発生しておりません。

「(5) 再発防止策」としましては、課内会議を開催し、事務処理の点検等と個人情報の適正な取扱いの徹底を指示しました。それを受けまして、各係で会議を行い、再発防止に向けた対策等を話し合いました。

また、知事部局の全所属宛てに文書を発出しました。この文書につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

参考としまして、資料の3ページに、県政記者クラブへ提供しました公表資料、それからその裏面の4ページに、今回の案件について報道された新聞記事の写しを添付しております。

では、もう一度資料3の1ページ目にお戻りいただきまして、次の項目、「2 その他」に移ります。

平成26年度は、このほかに3件流出事案が発生しております。そのうちの1件につきましては、昨年6月の全体会で報告をさせていただいておりますけれども、こちらの資料に記載しておりますように、流出しました個人情報が、例えば直売所の代表者といった公にされている情報であったことや、流出した情報の件数が1件又は2件と少数であり、文書等の回収ができたということを理由に公表しておりません。したがって、資料及び詳細な説明は、ここでは省略させていただきます。

続きまして、資料の裏面、2ページを御覧ください。

「3 個人情報の取扱いに関する指導について」です。

先ほど、1の説明の最後、再発防止策で少し触れましたけれども、県民情報広報課における個人情報の流出を受けまして、本庁及び出先機関の全所属に対して、通知を発出しました。この通知文は、資料の5ページに添付しております。

別添2としまして、「個人情報の厳正な管理徹底について(通知)」という表題の資料です。この通知文の中ほどに書いてありますが、「ヒューマンエラーを完全になくすことは非常に困難ですが、『ヒューマンエラーがどういうものか』、『なぜ発生するのか』を知り、適切な対策を講ずることによって、ヒューマンエラーの発生を防止」しようというような趣旨で、この通知をしたところです。

ヒューマンエラーはいつでも、誰にでも起こり得ることだということ、どう意識付けすればいいのかということが身近に感じられるように、今回の事例を挙げて、原因と対策としまして、先ほど御覧いただきました6ページ、別紙としまして、一連の要因分析と対策ということでまとめたものを添付しました。

また、その次の7ページですけれども、資料1ということでどういうものが個人情報に該当するのかという基本の部分を押さえるために付けております。さらに8ページには、資料2として各自がチェックできるような具体的な項目を記載しておりますが、資料1、資料2を併せて通知文に添付して、送付いたしました。そうすることで職員一人一人の注意喚起のきっかけとなるような内容を盛り込んだということです。

もう一度、恐れ入りますが、資料3の2ページ目にお戻りください。

3の後段の部分です。こちらは、流出が発生した全ての所属につきましては、先ほどの公表しなかった3所属も含めて、毎年実施しております個人情報の管理状況に関する定期監査の対象所属とし、個人情報の管理体制等について、確認、指導を行うこととしております。

説明は以上です。

【岡本会長】

という説明でございますが、何かお尋ね等ありませんか。県民情報広報課で起こった流出事案ということです。

【森委員】

素朴な疑問ですけれども、県の複合機というのは、毎回必ずデータが、リセットを押さない限りは、データが残るような仕組みになっているということですよ。

【事務局】

そうです。複合機の中に蓄積をされていきますので。ある一定期間を過ぎれば、それが削除されるような設定をするようにという指導はなされているのですけれども、一定期間は、その複合機の中に残るような仕組みになっています。

【森委員】

それはなぜですか。

【事務局】

必要に応じて個人が削除していくということで対処するというのもあると思うのですけれども。

【櫻井委員】

今ほとんどの機械はそうですね。

【森委員】

そうなのですか。全部残っていくようになっているのですか。

【櫻井委員】

だから、あえてちゃんとそれを意識して設定を最初からしておかないと、セキュリティが甘いですよ。コンビニはどうしているか分からないけれども。今の機械はほとんど残ります。

【森委員】

逆にそれを常に毎回消すという設定をしておいて、必要なときだけためるというボタンを押す方が……。どっちが多いかですね。ためる必要が多いときは、今の状況がいいでしょうけれども、消す状況の方が多い場合は、データが残らない設定にする。

【櫻井委員】

ですから、今は機械が便利過ぎるのですよ。

【森委員】

データを別の場所に保存すると、自動的にデータが消える設定とかは。

【石坂委員】

そういう設定はあるのではないですか。デフォルトでデータを消すモードはないですか。

【事務局】

データを消すという画面はあります。ボタンを一つ押せばデータが消えます。

【森委員】

もともとの設定。おっしゃったようにデフォルトでデータを消す。

【事務局】

いろいろ調べたのですが、県民情報広報課が使っている機械にはありませんでした。選択して削除ボタンを押さないと消えません。

【櫻井委員】

結構消すのも大変なのですよ。時間がかかって。

【石坂委員】

メモリーを抜けばいいんですよ。

【森委員】

でも、普通にコピーしたりスキャンした後、次のスキャンをしたら、ちゃんと次のデータが入るのですけれども。

【櫻井委員】

前のデータが残っていますね。

【森委員】

残っていても、それを間違っって読み込むことはないですよ、普通は。何でそれが起こるのか。

【櫻井委員】

それを取り出すことができるので、どこまでここでアドバイスしたら良いか、コメントしたら良いか、よく分からないのですけれども、もうそういう機械はやめた方がよいのではないですか。個人情報を扱うのであれば。

【石坂委員】

賛成。だから、別にすべきですよ。個人情報が記載された文書をファックスで送ることはありますか。

【事務局】

基本的にはそれは禁止しておりますが、やむを得ない場合は……。

【石坂委員】

ないのだったら、専用のコピー機を1個買ったらどうですか。

【櫻井委員】

ヒューマンエラーと書いてあるけれども、多分これは機械のせいで。こういう事件があったということを、業者には確認されたのですか。

【事務局】

確認はしていませんが、この資料にも書いておりますが、職員がその都度その都度、

この対策というところに書いたようなことをやっていれば……。

【櫻井委員】

ただ、100%というのは無理でしょうね。機械を変えないと。原始的に戻す。

【森委員】

結局、それだけの職員の方の手間を使っているわけなので、なるべくデフォルト設定のように手間がかからない状態で、何か特別なことをするときだけ手間がかかるような、仕組み自体を変えた方がいいのではないかなと思ったのです。普段やらないことを、わざわざリセットを押すのは、一応習慣にしていたとしても、難しいと思うのですよね。

【岡本会長】

私も定年退職で、研究室で使っていたデータを消さなければいけないのだけれども、どこまで消えたか自信がないですね。

【事務局】

そのあたりは、もっとより確実な方法ですとか、より簡易な方法があるかどうかというのを確認したいと思います。電子情報を取り扱う担当課、情報政策課など、そういったところと方向についての検討をしたいと思います。

【櫻井委員】

以前は消す機能もなかったです。やはり事故が起こるので、どこのコピー機を作る会社もそういうのを搭載した。買う方も、こういうことはきちんとそういった対策を講じたコピー機を買うようにはしています。

【石坂委員】

複合機は危ないですよ。

【櫻井委員】

何でも使いやすいのは危険ですよ。

【石坂委員】

インターネットにも接続されているから、どんどん広まりますよね。

【森委員】

うちも複合機を使ってスキャンしているのですけれども。

【櫻井委員】

データが残るかどうか御存じですか。

【森委員】

パソコンの中に、もちろんスキャンしたら順番にデータが入っていきますけれども。

【櫻井委員】

コピー機にも。

【森委員】

機械の方にも残る。例えば、機械をわざわざ専門家が見なくても、単純にスキャンしたものが残って、普通の業務の中で取り違いが起ってしまう状況というのは、どうなのかなと。おっしゃっているのは、データとしてずっと蓄積されるということですね。

櫻井委員がおっしゃっているのは、例えばこの複合機を盗まれてしまったら、そのデータごと盗まれますよということですね。それは分かりますが……。

【岡本会長】

6 ページの図でいくと、最後に承認をするはずの人が、添付ファイルを確認せずにオーケーを出したと。これはまた何だという疑問があるけれどもね。

【櫻井委員】

A、B、Cというお三方は、同じ組織の方ですか。3人関わっていらっしゃいますけれども。

【事務局】

今回の案件に関しては、全員同じ県民情報広報課の職員です。

【櫻井委員】

だから、承認する機関は別に設けるべきなのでしょうね。

【事務局】

係はそれぞれ別です。

【櫻井委員】

特にホームページに掲載された申請書をチェックする人は、同じ組織ではない方がいいですよ。信用していないとか、事故が起こるという前提でやる組織、管理上は。そういったガイドラインはあるのかな。

【事務局】

ホームページの承認の権限を有するのが県民情報広報課です。この案件は、県民情報広報課の情報を載せる案件だったので、たまたま同じでした。

【櫻井委員】

だから、最後の承認のところは別機関にするべきなのでしょうね。

【事務局】

県庁以外でしょうか。

【櫻井委員】

どこがするかは別として、こういうシステムを作るのであれば。やはり同僚がやると管理が甘くなりますよね。

【岡本会長】

もともと承認のところ、チェックする機関内でやっているというので、県民情報広報課がやる時だけよそへ出せというのも変だけれども。

【櫻井委員】

もう一つ質問ですけれども、これは結局ホームページにアクセスされた形跡はあったのですか。

【岡本会長】

2件ありました。

【櫻井委員】

それは分かるのですね。

【事務局】

何件アクセスされたかアクセスログを確認しました。

【櫻井委員】

見られていたということですね。

【事務局】

はい。誰が見たか分からない不明のアクセスが2件ありました。

【岡本会長】

データをもらうというのは、毎月行政判例研究会というのをやっているのですが、受付に行って渡されたレジユメが別物だったということがあって、急遽これは別のところでやった分ではないとかいって、差し替えてもらったことがありますけれども、普通の受付では判別できないような相違だったようです。そういうこともありますから。

では、ほかにはいいですか。

【溝田委員】

複合機は、インターネットにつながっているのですか。

【事務局】

そうです。パソコンの方に複合機データを移すということもありますので。

【石坂委員】

当然プリンターとしても使うわけですからね。

【事務局】

はい。オンラインで。

【溝田委員】

ネットにつながっているのですね。パスワードは設定されていますか。

【事務局】

設定するようにしていると思います。

【岡本会長】

あまり複合機を使わないようにということですかね。

【石坂委員】

どこかの大学でもありましたよね。

【溝田委員】

ありました。

【石坂委員】

複合機経由で個人情報をごっそり抜かれたと。複合機ってあまり設定しないのですよね、意識して。初期設定のまま使っているというのが多くて。それをやるとどこからでも見放題になっているとか、そういうことはあるのです。

【櫻井委員】

パソコンはウイルスが入りますからね。実際にばらまかれたような事件もあったりする。会社は強化しているのでしょうけれども、メーカーは。

【森委員】

小さい卓上のスキャナーとかだったら大丈夫ですかね。

【石坂委員】

それは分からないです。ネットにつないでいなければ大丈夫でしょうけれども。

【森委員】

そうですね。ネットにつながっていきますものね。

【櫻井委員】

スキャナーは便利過ぎるから、コピーも含めてそこを制限なり何かしないと、やっぱ

り起こるのではないかなと思う。ヒューマンエラーというよりは……。

【岡本会長】

ヒューマンエラーを起こすような機器だというような。機器のあり方についてもチェックしていただいた方が良いのではないのでしょうか。

【原田委員】

電話で謝罪ですかね。すんなり、「はい、分かりました。」となったのですか。僕の感覚だったら、謝罪に行きますよね。電話一本で、今回こういうことがありまして、大変申しわけなかったと言って、すんなり先方が、「はい、分かりました。」ということになったわけですかね。

【事務局】

まず一報は電話でさせていただいて、その後、対面で。県庁に出入りされている方だったというのもありまして、直接謝罪しております。

【櫻井委員】

土曜日だって、急ぎの案件だったのですか。かなり急いでされていたように見えたのですけれども。いつまでにやらなければいけないとかあって、かなり急いで、土曜日来ていたことになる、残業してやったようなことが見受けられますが。

【事務局】

掲載開始の設定が土曜日だったので。

【櫻井委員】

締切りがあって。

【事務局】

行事が週明けにありまして、その告知だったのかもしれないです。

【櫻井委員】

そういうのもあるのかもしれないですね。

【事務局】

そのあたりは確認していないのですけれども。

【櫻井委員】

確認された方が良くと思うのですね。そういうのも影響するので。

【岡本会長】

今後、折に触れて検討をしていただければと思います。

【石坂委員】

もう一ついいですか、これは1年前の話ですかね。6月21日。

【事務局】

そうです。

【石坂委員】

ここに出てくるのは、そんなに時間がかかるのですか。

【事務局】

年度分がまとまったら御報告という形にしているので、これはそういうことになりました。

【石坂委員】

普通もうちょっとリアルタイムで報告があつてしかるべきかなと思つて。

【事務局】

ただ、これだけをその都度その都度集まつて御報告するというのも、どうでしょう。

【石坂委員】

いやいや、だから、何回かこの審議会はあつたわけですよ。

【岡本会長】

従来も、全体会ときには事故報告というのはありましたけれども、全体会の時期と比較して、どの辺で報告するのかということなのでしょうが。さっきの日程からいくと、どこかで、全体会、8月ぐらいに1回やっているわけだから、その後の処理がどうだったかということだけでも、もうちょっと早く報告が欲しかった、あるべきだったかもしれない。

【原田委員】

新聞はもう翌日にね。西日本新聞と朝日は、新聞報道したみたいですからね。

【小林委員】

できれば、今後またこういうことがあれば、次の全体会ときに御報告いただいた方が良いかなと思います。

【事務局】

直後の会で報告するというのでしょうか。

【小林委員】

ええ。

【岡本会長】

ほかに御意見等ございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本会長】

最後に「その他」ですが、事務局は何か。

【事務局】

特にございません。

なお、次回審議会、全体会の日程でございますが、7月は休会とさせていただきます、8月20日木曜日10時から予定しております。御出席のほどよろしく申し上げます。

【岡本会長】

次回は8月20日だそうです。大分先になります。

では、ほかになければ。皆さん方何か発言はございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本会長】

何もなければ、以上で本日の審議会は終了いたします。どうもお疲れさまでございました。